

提出 順番	No. 6	令和 2 年 11 月 26 日 午前・午後 9 時 59 分受領
----------	----------	--------------------------------------

令和 2 年 11 月 26 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 谷口 和弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
幕別町民の健康保持・増進などのために自転車活用の推進を	<p>通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境の変化に伴い、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がっている。自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」（以下、「推進法」とする）が、平成29年5月に施行された。「推進法」では自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体、公共交通に関する事業者、国民の責務等を明らかにすると同時に、自転車の活用の推進に関する基本方針を「自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備」、「自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発」、「自転車の活用による国民の健康の保持増進」、「学校教育等における自転車の活用による青少年の体力向上」、「国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進」など、15項目にわたる重点的に検討され及び実施されるべき施策を掲げている。</p> <p>こうした中で北海道では平成30年4月1日、「推進法」の基本理念にのっとり「北海道自転車条例」（以下、「道条例」とする）が施行された。さらに「推進法」に基づく都道府県自転車活用推進計画として、令和2年度までを推進期間とした「北海道自転車利活用推進計画」を策定し、「道条例」が掲げる理念の実現に向け、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進させていくとしている。</p> <p>「推進法」「道条例」に関して以下の点において、幕別町の</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問の要旨
	<p>考え方などを伺う。</p> <p>①「推進法」では「推進法」で定めた「自転車月間（5/1～5/31）」において、地方公共団体に対して「広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深める」という「自転車月間」を設けた趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励することを求めている。幕別町のこれまでの該当する行事の実施状況は。</p> <p>②「道条例」では自転車利用者に対して、自転車関係法令を遵守し安全な走行や必要な点検及び整備を行うことの他に、自らの安全を確保するための乗車用ヘルメットの着用と、自転車損害賠償保険等への加入を努力義務と定めている。幕別町の自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入状況はどのような状況と推察されるか。また、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入に向けた町民への呼びかけの実施状況は。</p> <p>③「道条例」では学校の長に対して、その児童・生徒・学生が自転車を安心して利用できるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めることを求めている。幕別町内の学校の児童・生徒・学生への安全教育の実施状況は。</p> <p>④「道条例」では道は国及び市町村と連携し、自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備に努めることとされている。また、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備等のサイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるとされている。これらの点での幕別町と道の連携状況は。</p> <p>⑤「推進法」では市町村に対して、「自転車活用推進計画」を定めることを努力義務としている。国の次期計画の策定に向けた有識者会議では、「来年度から5年間」を想定する方向で議論がされている。幕別町でも「自転車活用推進計画」を策定する考えはあるか。</p>